で理事長は理事会で選ぶのです。

あ ば

理

事長は理事会で選ばなければ

組合Q&A

得票数の多い者を理事長に

の了解があり、理事会は形だ得票数の多い者、という暗黙 けの状態だが、 理事長は、総会の選挙で最も 問題はないか

はできないとされています。 定できるのですが、理事長の選定 会は組合運営のすべての事項を決 ことはできません。基本的に、総 あるので、総会で代表理事を選ぶ は理事会において選定、 その理由は「解任」を理事会で 法律には、 代表理事 と書いて (理事長

を可能にするためには「選定」が 事長の解任権があります。 「解任」 ないということで、理事会には理 した結果、 を監督する責任があります。 会でできるという理屈です。 会で選定したのならば解任も理事 できるようにするためです。 「事会でなければなりません。そ 理事たちには理事長の職務執行 必要ならば解任も辞さ 理事 監督

> 数の多い人は皆の信望を集めた人 響するのは自然なことです。 果が、理事会での理事長選定に影 ならないのですが、 のは当然だからです。 で、信望の厚い人を理事長に選ぶ 総会の選挙結 得票

ます。 あるとしても、それを違法だと断 を理事会で理事長にする慣行が 定することはできないように思い 当然ですから、得票数の多い人

選の結果といえるわけです。 数の多い順にしようよ」「それがい でしょう。理事会で「選挙の得票 会で決めるのであれば問題はない ですが、得票数を参考にして理事 、ね」と皆で決めれば、それも互 自動的に決めてしまうのは問題

です。 と錯覚しないようにして欲しいの のだから、 挙 とを忘れないことです。 を選んだのは自分たちだというこ の得票数で自動的に決まった 重要なのは、 理事長は総会で選んだ 理事たちが理事長 総会の選

気持ちでいなければいけません。 れたのだから、 ってはいけません。 わせて業務執行するのだという 理事長自身も総会で選ばれたと 理事たちと力を 理事会で選

> せん。理事長は総会ではなく理 会で選出されたのです。 会で直接選んだと思ってはいけま 組合員も、 理事長を組合員が総

ばれるものであることを忘れな 問題になるということです。得票 その慣行が拘束力を持ってくると ようにして欲しいと思います。 事たちの自由な意思で理事長は選 数はあくまでも参考データで、理 慣行があってもかまいませんが 得票数の多い者を理事長にする

ポイント

★代表理事を総会で選ぶことは できない

★選挙の得票数を参考にして 理事長を選ぶのは許される

企業組合理事のためのQ&A

第1版第1刷発行」より転載。 「清水透著・2010年5月25日 (新訂

◎ご購入のお申込み等、 の詳細は全国中小企業団体中央会の プページ▽中央会の出版刊行物. ホームページをご参照下さい。 図書について (トッ

組合士検定にチャレンジ!!

題です 役員に関する正誤問

の過半数で決する。 として理事の過半数が出席し、 【第1問】理事会の議事は、 原 そ則

れている。 事ともに定数の1/3まで認めら 員が署名等をしなければならない。 載するとともに、出席した理事全 事の経過の要領及びその結果を記 【第3問】員外役員は、理事、 【第2問】理事会の議事録には、議 監

務と忠実義務が課されている。 合の監事を兼任することができる。 で選出されれば自らが勤務する組 【第5問】役員には、善管注意 【第4問】 組合事務局職員は、総会

職は禁止されている。)【第5問】× れている。なぜならば監事は、理事・使組合の使用人と兼ねてはならない、とさ のみに適用され、監事については制限が 3問】×(員外役員の人数制限は、 は業務執行をしないからである。 が課されていて、忠実義務はない。 事には、善管注意義務と忠実義務が課さ の適正を阻害するおそれもあるので、 とになり、矛盾する行為であるし、 すると、自分で自分の職務を監査するこ からである。監事が理事・使用人と兼務 用人が行った職務を監査する地位にある ない。)【第4問】×(監事は、 【第1問】 【第1問】○【第2問】○ 監事には善管注意義務のみ 理事又は × C、業理兼務